

令和5年第8回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年8月21日 午後2時30分

閉会 令和5年8月21日 午後5時15分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

深谷 明

石川 万里子

蟹井 伸仁

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第34号 農業委員会委員の辞任について

別紙1件

議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件

別紙2件

議案第36号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

別紙5件

議案第37号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件

別紙1件

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件

別紙2件

議案第39号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件

別紙2件

議案第40号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

別紙1件

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

別紙1件

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

別紙9件

<議事の次第>

午後2時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和5年第8回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は6番委員と7番委員にお願いします。
それでは、議案に入ります。議案第34号農業委員会委員の辞任について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第34号について説明します。
10番委員より7月26日に辞職願が提出され、手続きにおいて農業委員会等に関する法律により、農業委員会総会の議決が必要であるため、今回お諮りするものです。
本日の総会の議決結果を添えて、市長決裁後辞任となります。
ご審議のほどお願いいたします。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第34号は可決といたします。

1番委員 10番委員の担当地区は、今後どうなりますか。

事務局 ただいま議案が承認されましたので、ご提案させていただきます。
8番委員に兼任して担当していただけないかお話ししたところ、快く引き受けていただきましたので、8番委員にお願いしたく存じます。

1番委員 わかりました。それではお願いいたします。

議 長 引き続きまして、議案第35号1番案件、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第35号1番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、果樹が栽培されている状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 8月18日に4番委員と最適化推進委員と事務局と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第35号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第35号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第35号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、耕起されている状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 8月18日に2番委員と最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第35号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号1番案件ですが、事務局の説明の前に利害関係者である委員の退室を求めます。

(委員退室)

議 長 議案第36号1番案件、農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号1番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
雨水の処理については、南側の申請地は、最終集水桝から水路へ放水します。北側の申請地については自然浸透させます。
申請地外周にはコンクリートブロックを3段積みとするため、周辺農地の営農状況に支障を及ぼす恐れはないものと見込まれます。
また、転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 8月18日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号1番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 引き続きまして、議案第36号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号2番案件について説明します。
申請地は、栄町地内です。

土地造成については、周りの農地に水が流れないようにコンクリートブロック及び小堤を設け、隣地農地への土砂の流出を防ぎます。

汚水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化後、雨水と合流し、最終柵を経て側溝へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 8月18日に7番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員を申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 3番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号3番案件について説明します。
申請地は間米町地内です。
土地造成については、工事中周辺をフェンスで囲み、土砂やゴミなどの飛散を防止します。
汚水・生活排水は浄化槽による処理、雨水は集水柵による処理を行い、どちらも道路側溝へ放流します。

申請地敷地境界にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 8月18日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 11番委員、説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

2番委員 一体利用地の建築許可は既に下りているのですか。

事務局 一体利用地については、山林であるので、農地転用の許可申請は不要です。また、開発許可は8月4日に申請をしていて、農地転用と同時許可となっているので、農地転用許可が下りる際に同時に許可されます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号4番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号4番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
雨水は、側溝に排水させます。
申請地西側の赤道については、払い下げを申請済みであり、一体で駐車場と

して利用するとのことです。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 8月18日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最6番委員 赤道は図面でいうとどのあたりにありますか。

事務局 申請地の西側にあります。

最6番委員 赤道で間違いないですか。排水路等ではないですか。

事務局 豊明市の関係部局にて、赤道であることを確認しております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号5番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号5番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
汚水及び雑排水は合併処理浄化槽により処理し、側溝へ放流します。雨水

は集水桝を設け、最終桝に接続し、側溝へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 8月18日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号について説明します。
対象地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、水稻が作付けしてある状況でした。

以上のことから、事務局としては、自ら所有し、自ら農地として使用している利用状況であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 8月18日に農地利用最適化推進委員と事務局職員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長	同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
最5番委員	7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	異議なしの声あり
議 長	それでは採決します。議案第37番案件に賛成の方の挙手を求めます。
	挙手多数
議 長	議案第37号は可決いたします。引き続きまして、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第38号について説明します。 1番案件、2番案件ともに新規契約分です。 以上こちらのご審議をお願いします。
議 長	事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
1番委員	個人の利用権を受ける方は、自ら耕作されるのですか。それとも委託等をされるのですか。
事務局	この方は、申請地近辺で利用権を結んでいる農地が多く、今回も自ら耕作されます。
議 長	他の委員の意見を求めます。
1番委員	特定農地貸付という制度は、必要な事務手順を踏めば、農地を取得しなくても貸農園を開設できるという制度であるという理解で良いか。
事務局	はい。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	意見なしの声あり

- 議 長 それでは採決します。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第38号は可決いたします。ここで、10分程度の休憩時間を取りたいと思います。
- (休憩)
- 議 長 それでは、議案第39号1番案件、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第39号1番案件についてですが、説明の前に利害関係者である委員の退室を求めます。
- (委員退室)
- 事務局 議案第39号1番案件について説明します。
申出地は栄町地内です。
申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。
- 職務代理者 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 4番委員 このような申出はどのように出てくるのですか。農用地区域は農業を振興するための区域であると認識しています。そうであるにも関わらず、なぜ今回に限らず、このような申出が出てくるのですか。
- 事務局 農業振興地域整備計画は、豊明市の総合計画に基づいて作成しております。それに伴い、総合計画の中で工業ゾーンに指定している地域については、農業振興地域整備計画の中でも、今後5年以内に除外をすることはやむを得ないとしています。それは、農業振興地域整備計画の位置付けと、豊明市の施策としての位置付けを抱き合わせで考えた結果によるものであり、今回の申出地はその地域にあたるものです。
- 職務代理者 他の委員の意見を求めます。
- 8番委員 今回の案件は、法人側からの申出ですか。それとも市が誘致等を行ったの

ですか。

事務局 法人からの申出です。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

最2番委員 申出地については、すべて土地所有者の同意を得ているのですか。

事務局 同意を得ています。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

3番委員 この法人は大府市に倉庫があると思いますが、既設の倉庫を廃止し、移転するのですか。新設ですか。

事務局 移転ではなく、新設です。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

3番委員 どのくらい規模拡大するのですか。また、侵入路の拡幅等を行いますか。

事務局 今回の申出は、法人が新規で複数の事業を受託するという事で、新たな拠点としてこの農地を選定し、申出に至りました。そのため、既設倉庫から計算し、今回の申出面積が算出されています。

また、道路については、南側道路を拡幅し、そこを侵入路とするという計画となっております。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

職務代理者 それでは、議案第39号1番案件については、やむを得ないものとして意見を付すこととします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 引き続きまして、議案第39号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第39号2番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域内からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

1番委員 申出地は現在作付が行われていますか。

事務局 作付はされていません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 排水路や雨水の処理、給水栓はどうなりますか。

事務局 排水路はそのまま、申出地内に調整池を設置し、雨水を処理する予定です。給水栓は廃止いたします。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最2番委員 このあたりにはもう調整池があるように思いますが。

事務局 その調整池は、別の施設用の調整池であり、申出地には、申出地用の調整池が設置されます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最6番委員 申出地の南側道路は拡幅されますか。

事務局 南側道路はそのままです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第39号2番案件については、やむを得ないものとして意見を付すこととします。引き続きまして、議案第40号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号について説明

- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 4番委員 意見ではないのですが、認定農業者を認定する際の考え方について、どのような世代の農業者を認定するのか。また、豊明市の農家にこだわらず、市外から来ていただいて認定するような方法も考えられているのか教えてください。
- 事務局 世代にこだわらず、手を挙げていただける方がいらっしゃれば、なるべく認定できるように、関係機関にも働きかけを行っているところです。
また、市外の方に関しても、豊明市に通って農業をやっていただけるということであれば認定をしていきたいと考えております。
- 4番委員 地域の農業といえば、生産組合があると思うのですが、しっかりと機能しているのでしょうか。
- 事務局 組合によっては、存続が厳しいところもあつたりしているのは承知しております。地域農業を行っていく上では、必要な組織であると考えておりますので、引き続き協力していきたいと思っております。
- 議 長 今の質問を踏まえまして、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり
- 議 長 それでは、議案第40号については、意見なしとすることとします。引き続きまして、報告第25号、第26号、第27号について報告願います。
- 事務局 報告第25号、第26号、第27号について説明
- 議 長 以上のとおり、報告第25号、第26号、第27号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議
- 議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午後5時15分）。